

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 徳山市、新南陽市、熊毛町及び鹿野町(以下「2市2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会と称する。

(協議会が担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 2市2町の合併の協議
- (2) 合併特例法第5条の規定による建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、2市2町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、2市2町の長が協議して定めた場所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長である委員3人を含む。以下同じ。)をもって組織する。

2 委員の定数は、2市2町の長が協議して定める。

(会長)

第6条 会長は、2市2町の長のうちから2市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる者である委員をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長のうちからあらかじめ2市2町の長が協議して定めた者が会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 2市2町の長のうち会長に充てられた者以外の者
- (2) 2市2町の議会の議長及び副議長
- (3) 2市2町の議会の議員のうちからそれぞれ2市2町の議会の選出した者
- (4) 2市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者
- (5) 2市2町の職員のうちから2市2町の長が協議して定めた者

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査し、及び審議するために小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会及び専門部会)

第12条 協議会に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 第3条各号に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整するため、幹事会に専門部会を置く。
- 3 幹事会及び専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、2市2町の長が協議して定める。

(経費の負担)

第14条 協議会に要する経費は、2市2町の長が協議のうえ、2市2町がそれぞれ負担する。

(監査)

第15条 協議会の出納の監査は、2市2町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、2市2町の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成14年6月1日から施行する。